

## シュメール初期王朝時代における都市国家ラガシュの軍事制度

田中裕介

### はじめに

本稿では、シュメール初期王朝時代末期における都市国家ラガシュの軍事制度を取り扱う。ただし、筆者が最終的に目指しているのは、未だ明らかにされていない当時のラガシュの社会の全体像を明らかにする事であり、本稿における軍制の研究もそのための作業のひとつとしてなされるものである。

ここではまず、議論のために必要な幾つかの基本的事項を確認しておきたい。ラガシュはかつてメソポタミア（現在のイラク地方）南部で栄えた都市である。ウル・ウルクなどと並んで、古代のメソポタミア南部における主要な都市のひとつであるとともに、残された史料が多く、これまでも研究の対象として頻繁に取り上げられてきた。本稿が扱う初期王朝時代、すなわちシュメール人の都市国家が分立した時代の末期（紀元前 2350 年頃か）のラガシュからも、エンエンタルジ、ルガルアンダ、ウルカギナ<sup>1)</sup>という 3 人の支配者の治世下、合わせて 10 数年ほどの短い期間に書かれた粘土板文書が 1600 枚ほど公刊されている<sup>2)</sup>。

この時期の社会をどのように把握するかは、当時のラガシュを研究する上で未解決の大きな問題である。例えば、当時のラガシュがエンシ（後にルガル<sup>3)</sup>）と呼ばれる者を長としていた事は確かであるが、この支配者がどの程度専制的な権力を行使し得たのか、また支配者以外に力を持っていたのはどのような人々で、彼とどのような関係にあり、また何をその勢力の基盤としていたのかといった問題については、答えるのが非常に困難である。また社会の中間層・下層に目を転じれば、支配者が人々を組織して種々の労働——土地の耕作と収穫、果樹園での野菜の栽培、支配者が所有する家畜の飼育、沼沢地での漁撈、木や葦の伐採、水路や城壁の工事など——を行わせていたらしい事、それらの人々が支配者から土地や大

- 
- 1) この支配者の名をどのように呼ぶかには議論があり、イリカギナ、ウルイニムギナと呼ぶ研究者もいる。ここでは最も一般的と思われるウルカギナを採用した。
  - 2) ラガシュはウルカギナの治世に隣市ウンマとの戦争に敗れる。ウンマの支配者であるルガルザゲンはメソポタミア南部の統一を果たすが、その後まもなくアッカドのサルゴンがルガルザゲンに取って代わり、アッカド王朝の時代となる。
  - 3) エンエンタルジ、ルガルアンダはエンシの称号を用い、ウルカギナも統治の初年はエンシ号を採用したが、その後ルガルを自称するようになる。本稿では以下ルガルを「王」と訳す。

麦など種々の支給を受けていた事は史料から確かであるが、こうした人々と支配者はどのような関係にあったのか、またラガシュの社会全体はどのような人々から構成され、その中で彼らはどのように位置づけられるのか、といった事についてもまた、答えるのが難しい。実際、この問題に対する回答は研究者によって様々であり、ここでそのそれぞれを詳論する余裕は全くない。

問題の最も大きな原因は史料それ自体の性質にある。現存する史料の殆どは、支配者の妻およびその管理下にある土地・家畜・物品・施設に関わる労働のために組織化された人々（以下これを便宜的に「支配者の妻の組織」と呼ぶ）の活動を記したものであって、これらの記録によって直接明らかになるのは当時のラガシュの社会の一部に過ぎず、社会の全体像の復元はそこからの推測に大きく依拠せざるを得ないからである。しかし一方で、現存する史料が充分には利用し尽くされていない事が問題の一因となっている事もまた間違いない。

そこで筆者は、その重要性に比してまだそれほど研究の進展していない軍制という分野を、本稿の主題として取り上げようと考えた次第である。

## I 概 論

先に述べたように、初期王朝時代末期のラガシュから出土した粘土板文書の殆どは、支配者の妻の組織の運営に関する記録である。特に、現存する軍事関連の諸記録は専らウルカギナ王<sup>4)</sup>の治世4年から6年の間に書かれている。そこでまず、本章においてこの時期における組織の軍事的な活動を概観する。

支配者の妻の組織は、都市支配者の妻のための労働を行う事を目的として組織された人々の集団であり、普段は支配者自身とはあまり関わらず、半ば独立した活動を行っていたが、戦時には支配者の命令を受けて、その所属員から軍隊のための兵力を供出した。組織に所属する人々は、平時においてはそれぞれ決まった職務を与えられ、支配者の妻のために働く事で俸給を得ていたが、こうした組織所属員の一部が戦時に選抜され、兵士として軍務に携わったのである。

兵士となるためには、成人男子である他にも何らかの条件を満たさねばならなかったようである。しかし現在のところは、その条件を明確に定義する事はできず、以下に史料上の事実を述べつつ、兵士となった人々にある一定の傾向が見られる事を指摘するにとどめなければならない。まず、兵士となった人々の大部分は組織から俸給として耕地を支給されていた事が確認できる。これに対して、耕地の代わりに毎月大麦を支給される者も組織には存在するが、彼らが兵士となった形跡は見当たらない。また、兵士となった人々の一部には耕地の

---

4) ここでの「王」はシュメール語におけるルガルの訳語である。注3も参照。

支給も毎月の大麦支給も確かめられないが、こうした人々も毎月の大麦支給を受ける者より耕地の支給を受ける者との共通点を多く持つ。ただし、組織から土地を支給される者であっても、日常的な家内労働に携わる人々や、特定の部門の監督官のような、少数の者が担当する重要な職務に就いている人々の多くは、軍事関係の記録に現れない。なお一般的には、耕地は組織において比較的重要な地位にいた人々に支給されたと考えられている<sup>5)</sup>。

徴兵された人々は、まず平時の労働組織を基礎とした集団を形成する。すなわち、普段から特定の労働班を作り多人数で働いている者はそれを維持し、そうでない人々は同じ職種の者の班に入るか、あるいは同じ職種の者同士で集まって新しい集団を作った。この時の兵士達は、軍隊の母体という意味で ama-ERIN<sub>2</sub> (ama は「母」、ERIN<sub>2</sub> は「集団」の意) と呼ばれる<sup>6)</sup>。次にこの ama-ERIN<sub>2</sub> から 2 人の代表者が選ばれ、各集団がそのいずれかの下に入って全体が大きく二分される。最後に二分された ama-ERIN<sub>2</sub> の一方に属する集団が軍務を専門とする部隊として編制され、最高指揮官である支配者の下に派遣される。各部隊は部隊長を含め、20 名程度の兵士から成るように人数を調整され、人数が少ない時は他から兵士を加えられ、また逆に多すぎる時は一部の兵士を外された。これらの部隊は ERIN<sub>2</sub>-sub<sub>5</sub>-ha (sub<sub>5</sub>-ha は「選ばれた」の意) と呼ばれるようになる。他方、残された兵士は ama-ERIN<sub>2</sub> のまま支配者の妻の組織に留まり、必要に応じて軍務に参加しつつ、普段と同じ労働にも従事したように思われる。

おそらく兵士達は、行政上の理由によってこのように二分されたのであろう。すなわち、軍隊の大部分は常備のものではなく、また支配者の妻の組織が普段支配者からかなり自立した活動を行っていたために、徴兵された人々の全てを都市支配者の統率下に置くという形を取る事ができなかったのではないだろうか。

兵士達が実際にどのようにして戦闘したかは残念ながらよくわからないが、支給された武器は槍と盾が殆どである事から、戦力の中心は歩兵のファランクスであったと推測される。エンエンタルジの 4 代前の支配者であるエアンナトゥムの戦勝碑<sup>7)</sup>に刻まれた図像では、最前列の兵士が両手で大型の盾を保持し、後列の兵士が盾と盾の間から両手で持った槍の先端部を出すという形でファランクスが組まれている。こうした陣形の組み方は、ウルカギナの時代にもさほど変わってはいなかったはずである。

---

5) 例えば山本茂は、耕地の受給者について「組織において、指導的乃至中堅的な役割を演じていた」と述べる [山本 1958: 162]。

6) ここで本稿におけるシュメール語の取り扱いについて二、三述べておく。シュメール語は可能な限り日本語訳を行い、必要な場合には元の語を後続する括弧内に付す。日本語訳をせずにそのまま記すのは、意味不明あるいは適切な訳の存在しない語、および支配者名などの有名なものを除くシュメール語の人名であるが、これらの語は翻字された段階のものを表記する。

7) いわゆる「禿鷹の碑」。エアンナトゥムがウンマとの戦いに勝利した事を記念したものである。ルーブル美術館 (パリ) 所蔵。

## II 兵士と部隊編制

以上に概観してきた事柄の内、先行の諸研究においても注目され、論じられてきたものは少なくない。例えばシュメール式のファランクスについては、既に幾つかの詳しい論考がある<sup>8)</sup>。また当時の軍事制度そのものを主題としない論考においても、徴兵の対象者の多くが耕地の支給を受ける人々であるという事はしばしば指摘されてきた<sup>9)</sup>。しかしこれらの研究においては、比較的限られた範囲の軍事的問題について議論がなされる傾向が強く、支配者の妻の組織が当時どのような軍事的活動を行っていたかの全体像が充分には把握されてこなかった。おそらくそれは、徴兵された人々が2人の代表者の下に二分されるという部隊編制上の重要な事実が見過ごされてきたためである。

すなわち、兵士の全体がどのように編制されたかという問題を本格的に扱ったのは本稿が初めてであり、この点に関しては、いまだ少し立ち入った議論が必要であると思われる。そこで本章では、ウルカギナ王の治世4年から6年までの期間における部隊編制の変遷を、前章で述べた枠組みに沿って具体的に復元してみたい。これにより、この問題に関する筆者の見解が適切である事もまた示されるであろう。

まず、徴兵の対象者について多少の説明を加え、次に部隊編制の復元を試み、最後に復元の根拠となった史料とその解釈を示す。

### 1 徴兵の対象者

兵士となった事が確認される人々は、平時における所属と職務内容から以下の7つに大別される。

まず、RU-lugalという肩書を持つ者、およびそれに準ずる扱いを受ける者である。彼らはそれぞれ特定の人物に統率される複数の労働班を形成しており、常にこの班を単位として組織での仕事を行い、あるいは組織からの各種支給を受けていた。誰がどの班に属するかは概ね固定しており、また各班の人数は均一ではなかったようである。記録上は耕地に関わる仕事の担い手として現れる事が多いが、肩書の語義が不明という事もあり<sup>10)</sup>、それ以上詳し

8) 古くは中原与茂九郎による論文の一節で論じられた [中原 1965: 86-87]。最近のものとしては、藤井純夫、前川和也による、より専門的な2論文がある [藤井 1999; 前川 2003]。

9) ダイメル (A. Deimel) はかつて、軍務に対して耕地が給付されると論じた [Deimel 1931: 21]。この見解それ自体は不正確なものであるが、少なくとも軍事的な義務を負うのが耕地の受給者に限定されるという事は、ダイメル以来多くの研究者が認めるところである。その例としては、山本 1973: 15-21, 前田 1976: 28-29, Maekawa 1989: 43-45 等。

10) RUの字はruと読めば「投げる、置く」等の意味、šubと読めば「落ちる」等の意味を持つ。lugal=ルガルは「王」である。「王の下にいる(人々)」という意味であろうか。

くその職責を限定できない。ただし彼らは兵士として、他の人々より積極的に戦線に投入されていたように思われる事から、平時においても何らかの軍事的な職務に就いていた可能性がある。当時 RU-lugal の 1 人である Ur-sag の率いる班には、耕地管理官、羊毛場の監督官、鳥追い<sup>11)</sup>、豚飼いとといった別の肩書を持つ者が RU-lugal に準ずる者として所属しており、これらの人々も徴兵された。

次に挙げられるのは aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub><sup>12)</sup> と呼ばれる者である。この肩書を持つ人々もまた、特定の統率者を持つ数個の労働班に分かれて働いていた。彼らの職務については、RU-lugal との若干の類似点が見られる以外はよくわからない。

第 3 に挙げられるのは、水辺での狩り・漁撈に携わる者である。彼らの大部分は「海の漁師」あるいは「淡水の漁師」のいずれかに分類されたが、その他にも鳥類の捕獲に関わる者などがある。海の漁師と淡水の漁師は RU-lugal や aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub> と同様に幾つかの班に分かれていた。

第 4 に挙げられるのは、牧者 (sipa) あるいは kuš<sub>7</sub> の肩書を持つ家畜飼育者達である。牧者 (sipa) の語を含む肩書を持つ人々は他の記録にも多く現れるが、彼らの名と実際に兵士となった牧者の名は殆ど一致しない。筆者はこれについて、前者は家畜の飼育管理に関わる人々の中で特別な役職に就いていた者、後者はより一般的な労働者であり、そのために前者は徴兵を免除され、後者は他の記録に現れないのではないかと考えている。kuš<sub>7</sub> は、家畜飼育に関わる人々全体の統率者的な存在である。

第 5 に挙げられるのは pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub>-ra 地区の人々と呼ばれる者である。関連史料が少なく詳細は不明であるが、他の組織所属員が「バウ神の人々」と一括される<sup>13)</sup>場合にも、彼らは決して「バウ神の人々」に含まれず、「pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub>-ra 地区の人々」と呼ばれる。従って彼らは、この地区に存在した半独立組織の構成員だったのではないかと思われる。彼らはまた RU-lugal 等と同様に、特定の長に率いられた集団を形成していた。

第 6 に挙げられるのは、鍛冶、大工、石工といった、職人として一括される人々である。彼らもまた記録上個人ではなく集団として扱われる事が多く、一部の職種の人々には指導者的な立場の人物も存在した。

最後に挙げられるのは陶工である。陶工はウルカギナ王の治世 2 年までは職人の一部として扱われていたが、3 年以降は職人とは別に分類されるようになる。

先に述べたように、これらの人々の多くは組織から耕地を支給されていた。彼らの中で耕地を支給されていた事が確認されるのは、RU-lugal、耕地管理官、羊毛場の監督官、鳥追

11) あるいは「鳥飼い」か [中原・吉川 1961: 249]。

12) aga<sub>3</sub> は「王冠」、us<sub>2</sub> は「従う」を意味する、直訳すれば「王冠に従う (人々)」であろうか。

13) 「バウ神の人々」とは、この時期に支配者の妻の組織が「バウ神殿」と呼ばれていた事に由来する呼称である。なお「バウ神の人々」と「pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub>-ra 地区の人々」は合わせて「バウ神が所有するところの人々」と呼ばれる。

い、豚飼い、 $aga_3-us_2$ 、淡水の漁師、海の漁師、 $kuš_7$ 、各種の職人、陶工である<sup>14)</sup>。 $pa_5-sir_2-ra$  地区の人々は、耕地を支給された事は確かめられないが、他の耕地受給者とともに運河工事に参加していた<sup>15)</sup>。また牧者も、 $kuš_7$  の下でこの種の労役に従事していた可能性がある。一方で、書記、ビール醸造人、料理人、門番などの肩書を持つ人々は耕地を支給されたが、兵士にはならなかった。

## 2 部隊編制の変遷

ウルカギナ王治世4年から6年までの期間における、兵士達の部隊編制は以下のようになる(図1)。

治世4年の当初、兵士達はまず、RU-lugal達から成る7集団(長はUr-sag,  $Ur-dšer_x-da$ , KA. KA,  $E_2-nam$ ,  $Šeš-lu_2-du_{10}$ ,  $E_2-me-lam_2-su_3$ , Inim-ma-ni-zi の7名)、 $aga_3-us_2$  から成る2集団(長はDam-AN-mu と Amar-ki)、漁師達から成る6集団(長はNe-sag, Lugal-ša<sub>3</sub>-la<sub>2</sub>-tuku, Šubur,  $U_2-du$ ,  $E_2-i_3-gara_2-su_3$ , Gir<sub>2</sub>-su-ki-du<sub>10</sub>)、 $kuš_7$  であるUr-du<sub>6</sub> と彼の下で働いている牧者から成る集団(長はUr-du<sub>6</sub>)、 $pa_5-sir_2-ra$  地区の人々から成る2集団(長はŠeš-TUR と Lu<sub>2</sub>-pa<sub>3</sub>)、陶工の集団(長は不明)、陶工を除いた職人達の集団(長は不明<sup>16)</sup>)、以上20の集団を作った。この内RU-lugal達の集団とDam-AN-muの集団計8個がUr-sagを、その他の集団がAmar-kiを代表者とし、おそらく前者のUr-sagを代表者とする集団からERIN<sub>2</sub>-suḫ<sub>5</sub>-ḫaが選ばれ、支配者の下に派遣された。この時、各集団の長がそのまま部隊長となった。

その後、この構成が一度大きく変化する。変化が生じたのは治世4年から5年にかけてのいずれかの時期であるが、これは軍隊が一度解散・再結成されたためではないかと思われる。この時には陶工が何らかの理由により徴兵の対象から外され、漁師達の集団ではLugal-ša<sub>3</sub>-la<sub>2</sub>-tukuの集団がNe-sagの集団、Gir<sub>2</sub>-su-ki-du<sub>10</sub>の集団がU<sub>2</sub>-duの集団に合流した。そして、Ur-sagが $Ur-dšer_x-da$ ,  $Šeš-lu_2-du_{10}$ ,  $E_2-me-lam_2-su_3$ , Inim-ma-ni-zi (以上RU-lugal)、 $E_2-i_3-gara_2-su_3$ (淡水の漁師)、Šeš-TUR, Lu<sub>2</sub>-pa<sub>3</sub>(以上 $pa_5-sir_2-ra$ 地区の人々)といった人々の率いる集団、ならびに職人達の代表者、Amar-kiが残りの代表者となった。ERIN<sub>2</sub>-suḫ<sub>5</sub>-ḫaが選抜されたのは後者の集団からであり、部隊長は治世4年と同様に、各

14) 彼らが耕地の支給を受けていた事を示す文書は複数存在するが、例えばウルカギナ王治世1年の土地記録VAT 4625からは、以上に挙げた全ての肩書の人々に対する耕地支給が確認される。この内RU-lugalは肩書を明示されないが、他の文書との比較検討からRU-lugalである事が確認される。

15) ウルカギナ王治世5年の水路工事記録DP 632に現れるŠeš-TURとLu<sub>2</sub>-pa<sub>3</sub>の2名は、この文書の上では肩書を明示されないが、軍事記録に現れる $pa_5-sir_2-ra$ 地区の人々の統率者と同一人物であると考えられる。

16) あるいは、職人および陶工達については特に集団の長は決められていなかったかもしれない。

	4年		5年		6年	
	ama-ERIN <sub>2</sub>	ERIN <sub>2</sub> -su <sub>h</sub> <sub>5</sub> -ha	ama-ERIN <sub>2</sub>	ERIN <sub>2</sub> -su <sub>h</sub> <sub>5</sub> -ha	ama-ERIN <sub>2</sub>	ERIN <sub>2</sub> -su <sub>h</sub> <sub>5</sub> -ha
RU-lugal など		Us Uš K Šl En Em Im DA	Us Uš	K(?) <sup>ii</sup> En	Us Uš Šl En	
aga <sub>3</sub> -us <sub>2</sub>				DA Ak Ns		DA Ak Ns
漁師など	Ak Ns Lš <sup>iv</sup> Š Ud Gs <sup>v</sup> Eig			Š Ud		Š Ud
kuš <sub>7</sub> -sipa	Ud		Eig <sup>vi</sup>	Ud <sup>vii</sup>	Ein	Ae
pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々	ŠT Lp		ŠT <sup>viii</sup> Lp		Lp	ŠT
職人	?		?		?	
陶工 <sup>ix</sup>	?					

- i 紙面の都合上、それぞれの人名は以下のように略して示す。(RU-lugal) Us: Ur-sag, Uš: Ur-<sup>d</sup>šer<sub>3</sub>-da, K: KA, KA, En: E<sub>2</sub>-nam, Šl: Šeš-lu<sub>2</sub>-du<sub>10</sub>, Em: E<sub>2</sub>-me-lam<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>, Im: Inim-ma-ni-zi, (aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub>) DA: Dam-AN-mu, Ak: Amar-ki, (漁師) Ns: Ne-sag, Lš: Lugal-ša<sub>3</sub>-la<sub>2</sub>-tuku, Š: Šubur, Ud: U<sub>2</sub>-du, Eig: E<sub>2</sub>-i<sub>3</sub>-gara<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>, Gs: Gir<sub>2</sub>-su-ki-du<sub>10</sub>, Ein: E<sub>2</sub>-inim-si-sa<sub>2</sub>, (kuš<sub>7</sub>) Ud: Ur-du<sub>6</sub>, Ae: Amar-ezem, (pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub>-ra 地区の人々) ŠT: Šeš-TUR, Lp: Lu<sub>2</sub>-pa<sub>3</sub>.
- ii 以後、軍隊から外れる。
- iii 以後、軍隊から外れる。
- iv 以後、Ne-sag 隊の一員となる。
- v 以後、U<sub>2</sub>-du 隊の一員となる。
- vi 以後、E<sub>2</sub>-inim-si-sa<sub>2</sub> と交代。
- vii 以後、Amar-ezem と交代。
- viii 以後、ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha の部隊長に異動。
- ix 5年以後、徴兵対象から外れる。

図1 ウルカギナ王治世4年～6年の部隊編制<sup>i</sup>

集団の統率者である。

これ以降の治世5年から6年にかけての時期には、再結成時の基本的な枠組みが維持されつつ、隣市ウンマとの戦争が激化するにともなって細かな部隊の再編制が頻繁に行われた。まずRU-lugalではKA, KA, E<sub>2</sub>-me-lam<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>の2名が何らかの理由で集団の長から外れ、おそらくKA, KAに代わる隊長としてŠeš-TURがama-ERIN<sub>2</sub>からERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-haに移った。また牧者を率いるkuš<sub>7</sub>はUr-du<sub>6</sub>からAmar-ezemに交代し、E<sub>2</sub>-inim-si-sa<sub>2</sub>がE<sub>2</sub>-i<sub>3</sub>-gara<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>に代わって漁師達の統率者になっている。こうした指導的人物の変化とともに、配下の異動もかなりの規模で行われたであろう。

### 3 史料

ウルカギナ王治世4年に書かれた兵士への武器支給文書Nik 281は、計20の集団に対す

る槍や盾、斧の支給を記す(表1)<sup>17)</sup>。RU-lugal および aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub> を長とする集団は Ur-sag を代表とし、他の集団は Amar-ki を代表者としている。表中の括弧内は筆者による補足である。第3の集団の統率者は破損により読み取れないが、ここに KA. KA の名前が入る事は文脈から確実である。また表に現れる Ur-<sup>d</sup>li<sub>9</sub>-si<sub>4</sub> は E<sub>2</sub>-me-lam<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> の下で働く者の一人であり、E<sub>2</sub>-me-lam<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> の代理人である。

同4年の DP 138 は戦死者の名簿と思われる。死亡した各兵士について、名前と肩書、および後継者が誰であるかを記すが、ここで問題とするのは戦死者の肩書のみである(表2)。この記録に現れる31名は全て RU-lugal あるいは aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub> である。この時期、軍事関係の史料に ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha, ama-ERIN<sub>2</sub> という語は現れないが、死者が RU-lugal と aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub> に限られるという事実は、彼らから ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha が選ばれた事を強く示唆している。

ウルカギナ王の治世5年に作成された、Ur-sag を代表者とする兵士の名簿が Nik 3 であ

表1 Nik 281 (ウルカギナ王(?) 治世4年)

武器	統率者	肩書	代表
槍5・盾2	Ur-sag	(RU-lugal)	Ur-sag
槍6・盾2	Ur- <sup>d</sup> ser <sub>x</sub> -da		
槍4(+3)・(盾2)	(KA. KA)		
(槍4)・盾1	E <sub>2</sub> -nam		
槍4・盾2	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>		
槍2・盾1	Ur- <sup>d</sup> li <sub>9</sub> -si <sub>4</sub>		
槍4・盾2	Inim-ma-ni-zi		
新しい槍5・盾2	Dam-AN-mu	(aga <sub>3</sub> -us <sub>2</sub> )	Amar-ki
新しい槍10・盾2	Amar-ki	陶工	
新しい槍2	(?)		
新しい槍5・盾1	Šeš-TUR	(pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々)	
新しい槍3・盾1	Lu <sub>2</sub> -pa <sub>3</sub>		
新しい槍10・盾2	(?)	職人	
両刃斧10・片刃斧10・盾1	(6名) <sup>i</sup>	漁師	
新しい槍5・盾2	Ur-du <sub>6</sub>	kuš <sub>7</sub>	

i Ne-sag, Lugal-ša<sub>3</sub>-la<sub>2</sub>-tuku, Šubur, U<sub>2</sub>-du, E<sub>2</sub>-i<sub>3</sub>-gara<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>, Gir<sub>2</sub>-su-ki-du<sub>10</sub> の6名。

表2 DP 138 (ウルカギナ王治世4年)

人数	肩書	
1	Ur-sag の配下	耕地管理官
6	Ur- <sup>d</sup> ser <sub>x</sub> -da の配下	
3	KA. KA の配下	
4	E <sub>2</sub> -nam の配下	
3	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下	
3	E <sub>2</sub> -me-lam <sub>2</sub> -su <sub>3</sub> の配下	
3	Inim-ma-ni-zi の配下	
6	Amar-ki の配下	aga <sub>3</sub> -us <sub>2</sub>
2	Dam-AN-mu の配下	

17) 殆どの者は槍を支給されるが、漁師達は斧を支給されている。これはあるいは水上での戦闘を想定しての事であろうか。



る。文書の末尾には「彼らは ama-ERIN<sub>2</sub> である」と記されている。また「ラガシュの王ウルカギナが検閲した」と書かれており、ama-ERIN<sub>2</sub> の組織と支配者の強い関係が示されている。名簿には兵士の名前とその平時における肩書が部隊ごとに記されるが、隊長を除いては彼らの肩書にのみ注目してこれをまとめると表ようになる。(表3~6)。表中の ugula

表3 Nik 3 (ウルカギナ王治世5年)

人数 <sup>i</sup>	部隊長	肩書・軍事上の分類		
23	Ur-sag	RU-lugal など <sup>ii</sup>	バウ神の人々	ama-ERIN <sub>2</sub>
22	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da			
22	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>			
22	Inim-ma-ni-zi			
13 + x	E <sub>2</sub> -me-lam <sub>2</sub> -su <sub>3</sub>			
8 + x	E <sub>2</sub> -i <sub>3</sub> -gara <sub>2</sub> -su <sub>3</sub>			
42	(?)	職人 <sup>iv</sup>		
19	Šeš-TUR	pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々		
10	Lu <sub>2</sub> -pa <sub>3</sub>			

- i 文書末尾に総計 184 名と明記される。従って、破損部分のいずれかに 3 名が入る。
- ii 詳細は表 4 を参照。
- iii 詳細は表 5 を参照。
- iv 詳細は表 6 を参照。

表 4

人数	肩書	部隊長	計(人)
5	耕地管理官	Ur-sag	23
2	羊毛場の監督官		
1	豚飼		
5	鳥追い		
2	Ur-sag の配下		
3	KA. KA の配下		
3	E <sub>2</sub> -nam の配下		
1	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da	22
1	ugula		
9	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da の配下		
10	KA. KA の配下		
2	E <sub>2</sub> -nam の配下	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>	22
1	ugula		
8	(破損)		
1	(破損)		
9	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下		
3	KA. KA の配下	Inim-ma-ni-zi	22
1	ugula		
1	(破損)		
14	Inim-ma-ni-zi の配下		
2	(破損)		
2	E <sub>2</sub> -nam の配下	E <sub>2</sub> -me-lam <sub>2</sub> -su <sub>3</sub>	13 + x
1	ugula		
7	E <sub>2</sub> -me-lam <sub>2</sub> -su <sub>3</sub> の配下		
2	(破損)		
1	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下		
2	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da の配下		
1	ugula		

表 5

人数	肩書	計(人)
(破損)		
6	淡水の漁師	8 + x
1	鳥刺し	
1	(破損)	

表 6

人数	肩書	計(人)	
4 + x	鍛冶	42	
4	大工		
4 + x	革職人		
7	マット織り		
3	縮絨工		
1	石工		
1	籠編み		
(破損)			
5	udu-a-i <sub>3</sub> -u <sub>5</sub> <sup>i</sup>		
6	(破損)		
1	船乗りの長		
2	(破損)		
1	sanga-e <sub>2</sub> -gal <sup>ii</sup>		

- i 直訳すれば「羊に乗る」であるが、意味不明。
- ii sanga は一種の行政官。e<sub>2</sub>-gal は「大きな家、王宮」を意味する。

とは RU-lugal, aga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub>, 漁師その他の統率者を表す語であり, 「～の配下」と呼ばれている人々はその統率者の班で働く人々を表す。これによると, Ur-sag を代表とする人々は全部で 9 つの部隊に分かれており, その内の 5 部隊が RU-lugal (Ur-sag 隊, Ur-<sup>d</sup>šer<sub>x</sub>-da 隊, Šeš-lu<sub>2</sub>-du<sub>10</sub> 隊, E<sub>2</sub>-me-lam<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> 隊, Inim-ma-ni-zi 隊), 1 部隊が淡水の漁師と鳥刺し (E<sub>2</sub>-i<sub>3</sub>-gara<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> 隊), 1 部隊が職人達 (隊長なし (?)), 2 部隊が pa<sub>5</sub>-sir<sub>2</sub>-ra 地区の人々 (Šeš-TUR 隊, Lu<sub>2</sub>-pa<sub>3</sub> 隊) から成る。RU-lugal 達の中には平時の労働の時とは違う統率者の部隊に入っている者が若干存在するが, これはおそらく軍事的な目的から ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha のように 1 つの隊が 20 人前後になるように人数を調整されたためであろう。

Fö 186 は, おそらく治世 5 年の, Nik 3 が書かれてしばらく後の武器記録であり, 各集団について不足分の槍の数を記す (表 7)。兵士の全体が Ur-sag の集団と Amar-ki の集団に分かれ, Ur-sag の集団は Nik 3 と概ね一致するが, Nik 3 と異なるのは, Šeš-TUR が Amar-ki の集団に移っている点である。

同じくウルカギナ王治世 5 年に書かれた Wengler 2 は, 支配者の妻の組織に所属する人々が城壁警固を行った際の参加者名簿である。この城壁警固は軍事的な性格を持つものの, 行政の観点からは平時の労働と同じ範疇に属する活動であり, 従って参加者には, ama-ERIN<sub>2</sub> の一部に加え, 徴兵の対象とならなかった者の一部が加わっており (ただし破損のために全ては読み取れない), また記録の末尾には支配者であるウルカギナの名前が現れない。ama-ERIN<sub>2</sub> の構成は, Nik 3 および Fö 186 に記されたものと, 治世 6 年の諸記録から推定されるものとの中間の様相を呈しており, この記録が Fö 186 より後の時期に書かれたものである事がわかる (表 8)。この時点で淡水の漁師の長であった E<sub>2</sub>-i<sub>3</sub>-gara<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> は E<sub>2</sub>-inim-si-sa<sub>2</sub> と交代している。

ウルカギナ王治世 6 年の名簿である DP 135 は, 軍隊の再編制に際して書かれたと思われる, Amar-ki を代表とする兵士の集団について, 新たな ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha の構成員, および ama-ERIN<sub>2</sub> として残された者の名前を記す (表 9)。Nik 3 と同様に, 末尾には「ラガシュ

表 7 Fö 186 (ウルカギナ王 (?) 治世 5 (?) 年)

武器	統率者	肩書	代表
槍 1	E <sub>2</sub> -nam	(RU-lugal)	Amar-ki
槍 3	Dam-AN-mu	(aga <sub>3</sub> -us <sub>2</sub> )	
槍 3	Šeš-TUR	(pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々)	
槍 2	U <sub>2</sub> -du	淡水の漁師	
槍 2	(?)	牧人 (sipa)	
槍 1	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da	(RU-lugal)	Ur-sag
槍 2	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>		
槍 2	Inim-ma-ni-zi		
槍 2	(?)	職人	
槍 1	Lu <sub>2</sub> -pa <sub>3</sub>	(pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々)	
槍 1	E <sub>2</sub> -i <sub>3</sub> -gara <sub>2</sub> -su <sub>3</sub>	漁師	

表8 Wengler 2 (ウルカギナ王(?) 治世5年)

人数	(代表者) 氏名	統率者	肩書
1	E <sub>2</sub> -mu-bi-du <sub>10</sub>	(Ur-sag)	Ur-sag の配下
1	Giš-ša <sub>3</sub> -ki-du <sub>10</sub>		
1	Lugal-e-gi		
1	Ur-nigin <sub>2</sub>		
1	Ur- <sup>d</sup> nin-pirig		
1	Il <sub>2</sub>	(Ur- <sup>d</sup> ser <sub>x</sub> -da)	Ur- <sup>d</sup> ser <sub>x</sub> -da の配下
1	Amar-ezem		
1	An-na		
1	Bu-um-um		
1	Ur- <sup>d</sup> en-ki	(?)	
15	Nab-ig-gal	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>	(Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下)
5	Ka <sub>5</sub> -a	(?)	
8	En-ki	Dam-AN-mu	(Dam-AN-mu の配下)
1	Ur-ur <sub>3</sub>	Inim-ma-ni-zi	(Inim-ma-ni-zi の配下)
1	<sup>d</sup> Nanše-da-nu-me-a	(?)	船乗り
1	Nigin <sub>3</sub> -mud		
1	Igi-si <sub>4</sub>		
2	(なし)	(?)	林務官
1	Il <sub>2</sub>	e <sub>2</sub> -babbar <sub>2</sub> <sup>i</sup>	
1		Ta×Še-... <sup>ii</sup>	
1		(破損)	
1			
1	...-da-ni	(?)	妊娠した家畜の牧者
1	Lu <sub>2</sub> -kur-re <sub>2</sub> -bi <sub>2</sub> -gi <sub>4</sub>	(なし)	unu <sub>3</sub> <sup>iii</sup>
1	Ur- <sup>d</sup> dumu-zi	(なし)	牛飼
1	(破損)		
8	(なし)	(?)	羊毛用羊の牧者
7	(なし)	(?)	果樹園管理官
3	(なし)	Lu <sub>2</sub> -pa <sub>3</sub>	pa <sub>5</sub> -sir <sub>2</sub> -ra 地区の人々
3	(なし)	Ur- <sup>d</sup> ab-u <sub>2</sub>	漂白人
3	(なし)	E-ta-e <sub>11</sub>	
4	(なし)	E <sub>2</sub> -inim-si-sa <sub>2</sub>	(淡水の漁師)

i e<sub>2</sub>-babbar<sub>2</sub> が何を意味するか不明。

ii Ta×Še-... が何を意味するか不明。

iii 家畜管理官の一種。

表9 DP 135 (ウルカギナ王治世6年)

人数	部隊長	肩書・軍事上の分類	
26	Amar-ki		ERIN <sub>2</sub> -suḥ <sub>5</sub> -ḫa
6			ama-ERIN <sub>2</sub>
20	Dam-AN-mu		ERIN <sub>2</sub> -suḥ <sub>5</sub> -ḫa
6			SAG×KAK-du <sub>3</sub>
21	Šeš-TUR	MIN. UŠ	ERIN <sub>2</sub> -suḥ <sub>5</sub> -ḫa
21	E <sub>2</sub> -nam		
18	U <sub>2</sub> -du	淡水の漁師	
15	Ne-sag	海の漁師	
14	Šubur		
20	Amar-ezem	牧人 (sipa)	

の王ウルカギナが検閲した」との記述がある。各集団の長は  $aga_3-us_2$  である Amar-ki と Dam-AN-mu,  $pa_5-sir_2-ra$  地区の人とされる Šeš-TUR, RU-lugal の  $E_2-nam$ , 淡水漁師の  $U_2-du$ , 海の漁師の Ne-sag と Šubur, 牧者の統率者すなわち  $ku_7$  である Amr-ezem の 8 名であり、治世 4 年の Nik 281 に集団の長として名前の現れた  $Gir_2-su-ki-du_{10}$  と Lugal-ša<sub>3</sub>-la<sub>2</sub>-tuku はこの時点ではそれぞれ、 $U_2-du$  と Ne-sag の部隊の一員となっている。Nik 3 と異なり一部兵士の肩書は明記されていないが、Nik 3 等の内容から類推すれば、少なくとも彼らの大部分は統率者と同種の人々であると思われる、また実際に他の史料<sup>18)</sup>との比較からその事がある程度立証できる。ただし Šeš-TUR は KA. KA の代わりに隊長となった可能性があるから、彼の部隊はむしろ、主に RU-lugal から構成されるかもしれない。SAG×KAK-du<sub>8</sub>, MIN. UŠ は他の記録には現れない表現であり、部隊に関わる何らかの性質を示していると思われるが、その意味は不明である。ただし後者は一応、UŠ の字が guruš 「男」の語を表すと解し「2人の男」「第2の男」と読む事ができるので、筆者はさしあたってこれを、補充人員として新しく徴兵されてきた人々と解しておきたい。

ただし、この名簿に現れる ama-ERIN<sub>2</sub> の 12 名は、ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha とともに行動していた可能性がある。この場合、ama-ERIN<sub>2</sub> はファランクス の盾持ちを担当し、ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha は槍兵を担当すると解せられる<sup>19)</sup>。筆者は先に ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha は支配者の直接の統率下に入り、ama-ERIN<sub>2</sub> は組織に残ったのではないかと述べたが、もし、DP 135 における ama-ERIN<sub>2</sub> と ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha が「盾兵」「槍兵」であるならば、この説は多少の変更を要するかもしれない。

STH 1, 13 は、ウルカギナ王の治世 6 年末に書かれた、組織所属員の一部に対する大麦支給の記録である。大麦を支給されているのは組織に所属する者の全てではないが、少なくとも RU-lugal,  $aga_3-us_2$ , 淡水の漁師、職人達は常にこの種の大麦の支給対象となるので、ここから組織に所属する ama-ERIN<sub>2</sub> の構成の一端を知る事ができる。ここでは、治世 5 年の Nik 3 に現れた人々の内、RU-lugal の統率者であった  $E_2-me-lam_2-su_3$  が組織から外れている事が確認される(表 10)。

Nik 14 は DP 135 に名前の挙げられた兵士のその後について記したものである。この文書において「彼の兄弟である Ur-d<sub>1</sub>ba-u<sub>2</sub> が引き取った」と書かれる Šu-na という人物は、

18) 例えば DP 120, DP 140, VAT 4681 など。

19) DP 135 の ama-ERIN<sub>2</sub> は盾を持ち、ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha は槍を持っていたという解釈は、1920 年代にまで遡る。かつてダイメルは、ama-ERIN<sub>2</sub> と ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha について 2 種類の解釈を考えた。一方は ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha を「1 級の兵士」ama-ERIN<sub>2</sub> を「2 級の兵士」とするものであり、もう一方は ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha を「槍兵」ama-ERIN<sub>2</sub> を「盾兵」とするものであった。前者は主に単語の意味からの解釈であり、同時代の史料による裏付けは特に示されていない。後者は DP 135 とエアンナトゥムの碑に描かれた図像に由来する解釈である [Deimel 1927: 58-59]。日本では中原与茂九郎以来 [中原 1965: 86-87]、主に槍兵としての ERIN<sub>2</sub>-su<sub>h</sub><sub>5</sub>-ha、盾兵としての ama-ERIN<sub>2</sub> が考察の対象となってきた。より詳しくは、前川 2003 を参照。

DP 135 においては ama-ERIN<sub>2</sub> として登録されている。これ以外の者は全て DP 135 において ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḫa とされる人々であるが、彼らはこの文書では「死亡した」あるいは「自由に使える（おそらく命に別状なしという意味<sup>20)</sup>」と書かれる（表 11）。すなわち

表 10 STH1, 13 (ウルカギナ王治世 6 年)<sup>i</sup>

人数	肩書あるいは氏名	統率者
3	耕地管理官	Ur-sag
4	鳥 追 い	
1	羊毛場の監督官	
1	豚 飼 い	
16	Ur-sag の配下	
1	Ur-sag	
16	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da の配下	Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da
1	ugula (=Ur- <sup>d</sup> šer <sub>x</sub> -da)	
16	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub> の配下	Šeš-lu <sub>2</sub> -du <sub>10</sub>
15	Inim-ma-ni-zi の配下	Inim-ma-ni-zi
13	Dam-AN-mu の配下	Dam-AN-mu
5	淡水の漁師	E <sub>2</sub> -inim-si-sa <sub>2</sub>
4	鍛 冶	職 人
3	大 工	
7	革 職 人	
6	マ ッ ト 織 り	
4	縮 絨 工	
1	籠 編 み	
12	船 乗 り	
1	船 乗 り の 長	
2	林 務 官	

i ここでは STH1, 13 に記録される人々の内、議論に関係のある人々だけを抜粋して表を作成した。また、各人が支給された大麦の量は省略してある。

表 11 Nik 14 (ウルカギナ王治世 6 年)

人数	記 述	所属部隊	
5	「自由に使える」	Amar-ki 隊	(ERIN <sub>2</sub> -suḥ <sub>5</sub> -ḫa)
2	「死亡」	Dam-AN-mu 隊	
4	「自由に使える」		
1	「兄弟の Ur- <sup>d</sup> ba-u <sub>2</sub> が引き取った」		(ama-ERIN <sub>2</sub> )
7	「自由に使える」	Šeš-TUR 隊	(ERIN <sub>2</sub> -suḥ <sub>5</sub> -ḫa)
8	「自由に使える」	E <sub>2</sub> -nam 隊	
1	「自由に使える」	U <sub>2</sub> -du 隊	
4	「死亡」		
1	「自由に使える」	Šubur 隊	
1	「死亡」	Amar-ezem 隊	

20) シュメール語では nig<sub>2</sub>-šu-še<sub>3</sub> ba-DU (ba-DU. DU-eš<sub>2</sub>)。これが「生還」を意味する事は疑いないが、その正確な意味については問題が残る。ここではダイメル以来の訳 [Deimel 1927: 55] に従っておく。

ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa についての記述は戦闘行為に関わるものであるのに対して、ama-ERIN<sub>2</sub> についての記述は戦闘行為と関係がない。これは ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa が主力となる戦闘部隊、ama-ERIN<sub>2</sub> が補助的な兵力であるという筆者の想定を傍証するものであると言えるのではないか。

Nik 105, Nik 147, VAT 4123, DP 591 は ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa という肩書を持つ人物が現れる軍事記録以外の文書である。以下にそのそれぞれからの該当部分を抜粋して示す。

#### Nik 105

**obv. i 1**) 72 (sil<sub>3</sub>) še ku<sub>3</sub>-maš-ba i<sub>3</sub>-SUD, **2**) ur-ša<sub>6</sub>-ga, **3**) ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa.  
72 シラの大麥。(これは) 小作料の銀の代わりに支払われた (?)<sup>21)</sup>。(支払人は) ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa の Ur-ša<sub>6</sub>-ga。

#### Nik 147

**obv. ii 5**) 1 maš, **6**) amar-ki, **rev. iii 1**) ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa.  
1 匹の山羊。(これは) ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa の Amar-ki (からの奉納 (?)) である。

#### VAT 4123

**obv. i 4**) 10 (gur-sag-gal<sub>2</sub>) e-ta, **5**) ugula-ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa.  
10 グルサッガル (の大麥)。ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa の長である E-ta (へ)。

#### DP 591

**rev. vii 10**) 3 ½ (iku) gan<sub>2</sub> su<sub>3</sub>-la-maš, **viii 1**) nigin<sub>3</sub>-mud, **2**) 7 (iku) gan<sub>2</sub> su<sub>3</sub>-la-maš, **3**) amar-ki, **4**) ½ (iku) gan<sub>2</sub> su<sub>3</sub>-la-maš, **5**) eden-u<sub>2</sub>-il<sub>2</sub>-su<sub>3</sub>, **6**) ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa.

3 ½ ブルの su<sub>3</sub>-la-maš<sup>22)</sup> 畠。(これは) Nigin<sub>3</sub>-mud (の小作地である)。7 イクの su<sub>3</sub>-la-maš 畠。(これは) Amar-ki (の小作地である)。½ イクの su<sub>3</sub>-la-maš 畠。(これは) Eden-u<sub>2</sub>-il<sub>2</sub>-su<sub>3</sub> (の小作地である)。彼らは ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa である。

これに対して ama-ERIN<sub>2</sub> という記述が Nik 3, DP 135 以外で現れる事はない。すなわち ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa に属する者は軍事以外の活動においても平時の肩書ではなく ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa として組織から扱われ、一方で ama-ERIN<sub>2</sub> に属する人は通常 ama-ERIN<sub>2</sub> としてではなく、平時における肩書によって認識される。この事もまた、ERIN<sub>2</sub>-suḥ<sub>5</sub>-ḥa を軍務に専従する集団、ama-ERIN<sub>2</sub> を組織に残る集団とする筆者の見解に一致するものである。

## おわりに

以上、支配者の妻の組織の軍事的活動を中心に論じてきた。

21) 訳は Selz 1989 に従った。

22) 小作地の一種であり、小作料が支払われる開拓地と解される [中原 1961: 10-11]。

ここまでの議論で主に扱ったウルカギナ王の治世4年から6年は、ウンマとの戦争が特に激しかった期間であり、そうした背景がこの時期の組織の活動に一定の影響を及ぼしていたのは間違いないであろう。従って、史料が残っていない3年以前における組織の軍事的活動は、4年以降のそれとは多少異なるものであった可能性がある。例えば、ウルカギナ王治世4年の時点では軍隊の主力がRU-lugalとaga<sub>3</sub>-us<sub>2</sub>のみで構成されるが、ここから漁師や牧人、職人などはウルカギナ王4年以降になって初めて本格的に軍務に動員されるようになったと考えられるかもしれない。

とはいえ、その中で明らかにされた事は、概ね当時の都市国家ラガシュ全体に適用して良いように思われる。すなわち、当時の軍隊は原則として必要な期間のみ、平時に支配者の下で働いている人々の中から兵士を集めて組織されるものであったと考えて良いのではないかと。平時に軍事的な職務に携わる者が全く存在しなかったとは考え難いが、彼らは戦争を行う能力を有するような集団として組織されてはいなかったであろう。

ひとつ残された大きな問題は、徴兵の対象となったのがどのような人々であるかという事である。先に述べたように、支配者の妻の組織において兵士となった者の多くは耕地の支給を受けていた事が確かであり、耕地は組織において比較的重要な地位にいた人々に支給されたと考えられる。そしておそらく、それぞれの組織所属員の組織内での地位と待遇は、彼らの社会的な出自とも関係があるから、兵士となったのは社会的にも一定以上の地位を有する人々であったと言う事はできるであろう。より具体的には、彼らは都市住民の中でも支配者の権力からある程度自由な人々であり、例えば氏族集団のような何らかの紐帯に基く社会集団を形成していた可能性があるのではないかと筆者は現在考えている。また一方で、耕地を支給された人々の中でも特定の肩書を持つ者は兵士にならないが、これは職務上の理由から徴兵を免除されたと解する事ができる。しかしこれは軍事以外の分野とも大いに関わる問題であり、筆者の想定が適切であるかを確かめるためにはより多くの粘土板文書を検討せねばならない。そこで当時のラガシュの社会層に関わる問題を次なる課題として設定し、この問題もそこで論じる事としてひとまず本稿の筆を置く事としたい。

## 参考文献

- DP: M. F. Allotte de la Fuÿe, *Documents présargoniques*, Paris, 1908 – 1920.
- Fö: W. Förtsch, *Altbabylonische Wirtschaftstexte aus der Zeit Lugalanda's und Urukagina's*, Leipzig, 1916.
- Nik: M. V. Nikol'skij, *Drevnosti Vostocnyja*, St. Petersburg, 1908.
- STH: M. Hussey, *Sumerian Tablets of the Harvard Semitic Museum*, Cambridge, Mass., 1912 – 1915.
- VAT: Museum siglum of the Vorderasiatisches Museum, Berlin (Vorderasiatische Abteilung. Tontafeln)

- Deimel, P. A. (1927) Listen über das Betriebspersonal des Tempels é-Ba-ú. *Orientalia* 26, 29-62.
- Deimel, P. A. (1931) *Šumerische Tempelwirtschaft zur Zeit Urukaginas und seiner Vorgänger. Analecta Orientalia* 2. Roma.
- Maekawa, K. (1989) Rations, Wages and Economic Trends in the UrIII Period. *Altorientalische Forschungen* 16, 42-50.
- Selz, G. (1989) *Die altsumerischen Wirtschaftsurkunden der Ermitage zu Leningrad. Freiburger Altorientalische Studien* 15/1. Stuttgart.
- 中原与茂九郎 (1961) シュメール土地制度における託営地について —— 折半小作と開拓地 —— 『西洋史学』 50, 1-12.
- 中原与茂九郎・吉川守 (1961) プレ・サルゴン時代の社会経済史料 (5) 『古代学』 9 (4), 242-253.
- 中原与茂九郎 (1965) UET II 371 文書の解読とその解釈 —— 軍事的集団労働組織: 治水と王権の起源 —— 『西南アジア研究』 14, 77-94.
- 藤井純夫 (1999) ギルス出土「禿鷹の碑」の図像解釈 初期王朝時代後半における密集方陣の部隊編成について 『美術史における「アルケオロジー」の諸相 平成9-10年度科学研究費補助金 [基盤研究B(2)] 研究成果報告書』, 67-84.
- 前川和也 (2003) シュメール都市国家時代の密集隊と武器 —— 「禿鷹の碑」と粘土板記録 —— 『オリエント』 46 (2), 28-51.
- 前田 徹 (1976) エミに於ける《クルを定められた人》に就いて —— クル地給付, 大麦支給, 夫役との関連の再検討 —— 『史朋』 5, 22-32.
- 山本 茂 (1958) シュメール都市国家ラガシュにおける神殿の社会組織について —— 割当地保有者をめぐって —— 『史林』 41 (6), 141-164.
- 山本 茂 (1973) シュメール都市国家ラガシュにおける土地制度研究への一序論 —— P. A. Deimelの業績の再検討を中心に —— 『オリエント』 16 (2), 1-32.

(京都大学大学院文学研究科)